

# 長野県暴力団排除条例

が制定されました(平成23年9月1日施行)

**金を出さない!!**

暴力団員への  
資金提供等を禁止

**契約しない!!**

事業、契約から  
暴力団を排除

**利用させない!!**

ホテル、旅館、ゴルフ場、  
祭礼等から暴力団を排除

**つくらせない!!**

学校等の周囲は  
暴力団事務所の開設等を禁止

**使わせない!!**

不動産を暴力団事務所として  
譲渡、貸付け禁止

## みんなで安全・平穏な生活を守ろう



# 長野県暴力団排除条例の概要

## 目的

社会全体で暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全発展に寄与する

## 基本理念

暴力団の排除は

- 暴力団を恐れること、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本とし、社会全体で推進
- 県、市町村、県民、事業者、暴力追放県民センター等関係団体が相互に連携、協力して推進

### 県の責務、措置

- 市町村、県民、事業者、関係団体と連携し、暴力団排除施策を総合的に推進する
- 青少年の暴力団への加入及び被害防止のための措置を講ずる

### 暴力団の排除に関する基本的施策

- 県の事務、事業からの暴力団排除
- 公の施設の利用制限
- 県民等の支援
  - ◇ 暴力団排除活動への情報提供、助言
  - ◇ 警察による安全の確保
- 暴力団員の組織離脱促進(就労支援等)
- 暴力団排除気運醸成のための広報啓発
- 市町村が実施する暴力団排除への協力

### 青少年の健全な育成に係る措置

- 学校や青少年育成の場における、青少年が暴力団の実態を認識するための教育、指導、助言



## 暴力団に対する規制

### ★ 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

### 罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

学校等の周囲200mの区域内における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止

幼稚園、小・中・高校、専修学校、家庭裁判所、児童福祉施設、児童相談所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、公民館、図書館、博物館、都市公園

### 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

- 暴力団員等が、利益の供与を受け、暴力団員等が指定した者に利益の供与をさせることの禁止

## 義務違反者に対する措置

義務規定

- 暴力団員等への利益の供与の禁止
- 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止
- 暴力団事務所に使用されることを知つての不動産の譲渡、貸付けとその代理、媒介の禁止

違反の  
疑い

説明・資料  
提出要求

違反事実が  
判明

勧告

### 違反事実の公表

- 正当な理由なく
- 説明、資料の提出要求を拒む
- 勧告に従わない